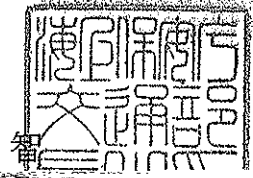




保交安第6号
平成22年4月26日

(財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
会長 戸田 邦 司 様

海上保安庁交通部長
小山内



おける航法の一部が改正又は追加されるとともに、海上保安庁の海上交通センターから提供される情報の聴取が一部船舶において義務化される等の措置が講じられることとなります。

これら新たに導入される航法や制度を通じて、船舶交通の安全性の向上を実現していくためには、これら航法や制度の趣旨及び内容について、国内のみならず我が国に来航する外国船舶の運航者も含め、関係の皆様幅広く御理解いただくことが極めて重要であると考えております。

このため、海上保安庁においては、周知用のパンフレットを作成するとともに、これをホームページに掲載する等して周知活動に取り組んでおりますが、本年7月1日の施行に向けて、その更なる徹底を図っていきたいと考えております。

つきましては、別添のとおりパンフレットを送付させていただくとともに、下記のとおりホームページのアドレスをお伝えさせていただきます。貴団体の傘下会員の皆様をはじめ関係の方々に広く御周知いただけますと幸いです。

何卒、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

[ホームページアドレス]

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/syyoukai/soshiki/toudai/navigation-safety/index.htm>

〔追伸〕

パンフレットについては、同封している日本語のもののほか、英語・中国語・韓国語・ロシア語の4ヶ国語でも作成しております。

これら4ヶ国語のパンフレットについては、すでにインターネット上の当庁のホームページに掲載しているところですが、製本されたものが整い次第、あらためて送付させていただきます。

不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。

〔担当〕

海上保安庁交通部安全課

課長補佐 角野浩之（すみのひろゆき）

（代表）03-3591-6361（内線：6303）

（夜間）03-3591-2776